静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例の改正（案）について

１　放置自転車対策の現状

自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」といいます。）は、市民の生活に欠かせない身近な交通手段です。一方、道路上などに放置された自転車等は、歩行者や車いす・ベビーカー利用者の通行を妨げ、緊急車両の通行にも影響する場合があります。静岡市では、駐輪場の整備と放置自転車等の指導・撤去を組み合わせ、安全で快適なまちづくりを進めてきました。

しかし、撤去した自転車等に関する情報の周知方法や、ワイヤー錠等で固定された放置自転車等の取扱いについて、制度上の課題が生じています。よって、下記のとおり条例の一部を改正します。

２　条例改正の趣旨

（１）撤去した自転車等に関する情報の周知方法の見直し

市が撤去した自転車等は、所有者が引き取りに来るまで、条例に基づき一定期間保管しています。現在の条例では、撤去した自転車等の保管に関する情報を「告示」することとしています。今回の改正では、従来の掲示場での告示に代えて、撤去場所付近での表示など、所有者が情報を確認しやすい方法による公示を行えるようにします。

告示とは、行政機関が一定の事項を公式に広く知らせることをいい、静岡市では、各庁舎の掲示場に掲示しています。一方、「公示」とは、一定の事項を広く一般の人に知らせることをいい、その具体的な方法は法令等によって定められます。

現在の告示では、自転車等を撤去された所有者が各庁舎の掲示場を確認する機会は少なく、自分の自転車等が撤去されたことや、その保管場所などを容易に知ることができないという課題があります。また、告示が行われていても、その存在や確認方法を知らなければ、必要な情報にたどり着くことが難しい状況にあります。その結果として、自転車の保管期間が長期化し、余計な保管コストが掛かるという課題も生じています。

こうした状況を改善するためには、法令上必要な情報を公表するだけでなく、所有者が撤去の事実や保管場所などを確認しやすい方法で周知する必要があります。

このため、現行条例の「告示」を「公示」に改め、所有者にとって分かりやすい方法で情報を周知できるようにします。

（２）ワイヤー錠等で固定された放置自転車等の撤去に関する規定の明確化

放置された自転車等の中には、柵やガードレールなどの道路上の工作物にワイヤー錠等で固定され、移動できないものがあります。このような自転車等は、周囲の通行の妨げとなっていても、そのままの状態では撤去することが困難であり、撤去するためには、ワイヤー錠等を切断する必要が生じる場合があります。

これまで、本条例第22条第２項及び第３項並びに第23条第２項の規定に基づき放置自転車等を撤去しており、その撤去権限に柵等にワイヤー錠等で固定された放置自転車等の撤去に必要

な切断措置が含まれるものと整理して運用していました。しかし、ワイヤー錠等を切断することについて条例上明確な規定がなく、撤去時の措置や切断に伴う損害の取扱いを明確にする必要があります。

このため、条例に基づく適法な撤去を行うために必要な場合には、ワイヤー錠等の切断その他必要な措置を講じることができる旨を条例に明記するとともに、適法かつ必要な措置によって生じた損害の取扱いを明確にします。

今回の改正により、撤去した自転車等の所有者への情報提供を分かりやすくするとともに、ワイヤー錠等で固定された放置自転車等についても適正な対応を行うことで、放置自転車等の減少と、安全で快適な公共空間の確保につなげます。

３　条例改正の内容

（１）撤去した放置自転車等の公示方法の見直し（改正前第24条関係）

・条例に規定する「告示」を「公示」に変更する。

・撤去場所付近での表示など、所有者が確認しやすい周知方法を導入する。

・公示の具体的な方法は、規則で定める。

（２）ワイヤー錠等の切断に関する規定の整備（新規）

・適法な撤去に必要な場合、ワイヤー錠の切断その他必要な措置を講じることができる旨を条例に明記する。

・適法かつ必要な措置によって生じた損害の取扱いを明確にする。

４　意見公募について

（１）募集期間：令和８年11月20日（金）から令和８年12月21日（月）まで

（２）意見提出方法：郵送、ファクシミリ、持参、電子申請（ＬｏＧｏフォーム）

（３）閲覧場所：交通政策課及び清水まちづくり推進課窓口、各区市政情報コーナーでの閲覧
市ホームページへの掲載

（４）問合せ先：静岡市都市局都市計画部交通政策課　管理係
Tel:054-221-1412　Fax:054-221-1060